

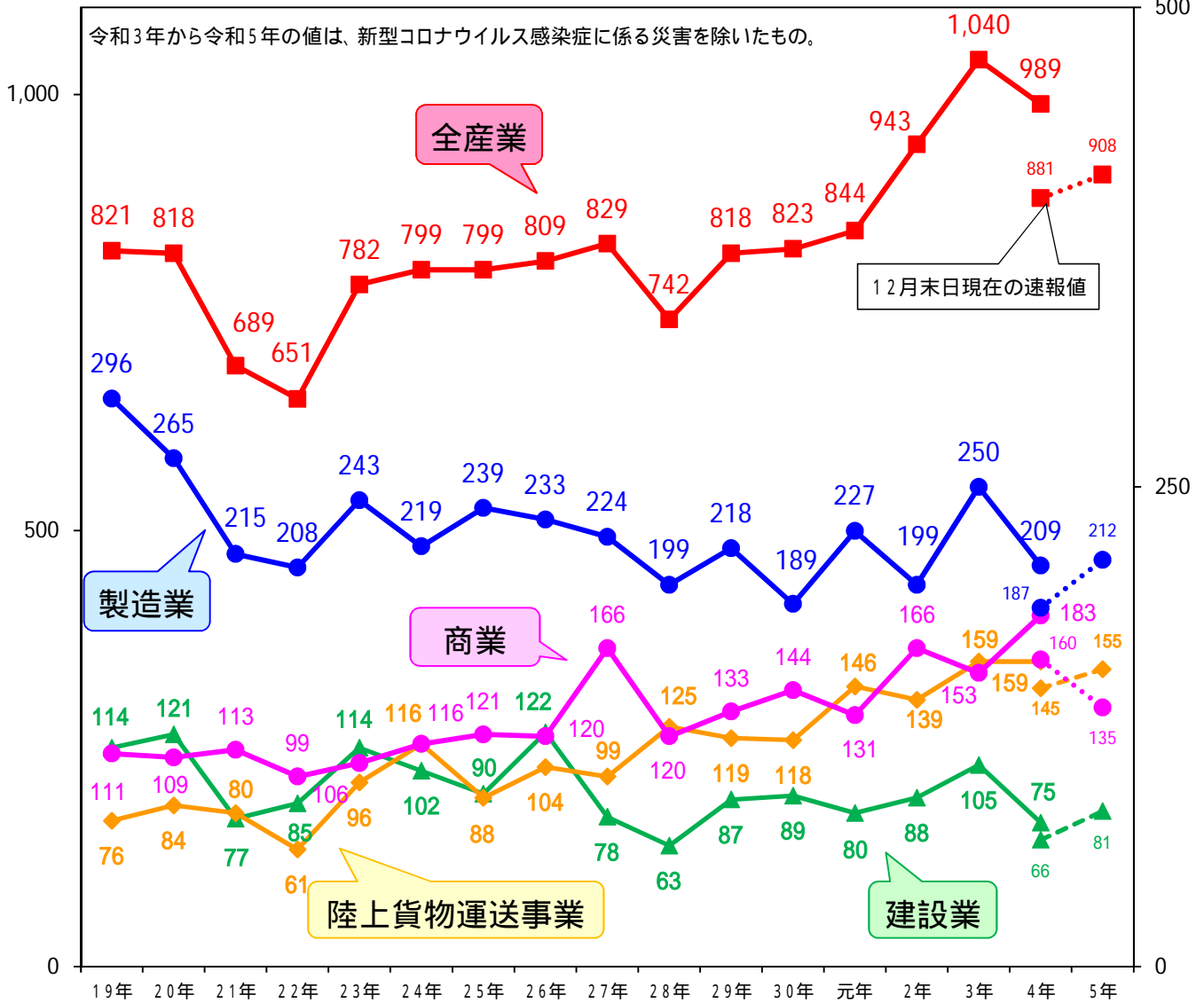
川越ろうきニュース

令和5年の川越労働基準監督署管内の労働災害の状況を速報値でお知らせします。
年度末に向け、災害防止に努めましょう。

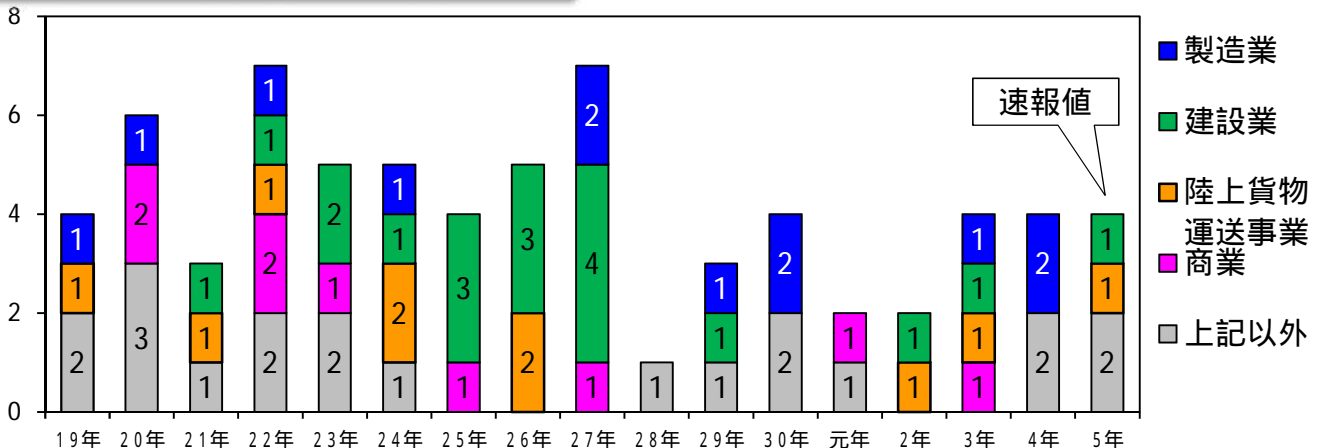
業種別の死傷者数の推移

(全産業)

(全産業以外)



業種別の死亡者数の推移



令和6年4月から

労働条件明示のルールが変わります。

～ 備えは大丈夫ですか～

労働契約の締結・更新のタイミングの**労働条件明示事項が追加**されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲 【労働基準法施行規則第5条の改正】 全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲(将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲)」についても明示が必要になります。
有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (通算契約期間または更新回数の上限) 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。 有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。
無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、 無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会) の明示が必要になります。 4. 無期転換後の労働条件 無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。

様式は埼玉労働局のホームページからダウンロードが可能です。

時間外労働・休日労働に関する協定届について、起算日が令和6年4月1日以降のものは新様式での届出が必要になるものがあります。

様式は埼玉労働局のホームページからダウンロードが可能です。

時間外労働・休日労働に関する協定届（一般条項）	様式第9号	様式変更なし
時間外労働・休日労働に関する協定届（特別条項）	様式第9号の2	様式変更なし
時間外労働・休日労働に関する協定届【新技術・新商品等の研究開発業務】	様式第9号の3	様式変更なし
時間外労働・休日労働に関する協定届		
【建設事業（災害時における復旧及び復興の事業）を含む場合】（一般条項）	様式第9号の3の2	
【建設事業（災害時における復旧及び復興の事業）を含む場合】（特別条項）	様式第9号の3の3	
時間外労働・休日労働に関する協定届		
【自動車運転の業務を含む場合】（一般条項）	様式第9号の3の4	
【自動車運転の業務を含む場合】（特別条項）	様式第9号の3の5	
時間外労働・休日労働に関する協定届		
【医業に従事する医師を含む場合】（一般条項）	様式第9号の4	
【医業に従事する医師を含む場合】（特別条項）	様式第9号の5	
時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届	様式第9号の6	様式変更なし
時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届	様式第9号の7	様式変更なし

時間外労働・休日労働協定の適正化について

時間外労働・休日労働に関する協定届の作成に当たっては、以下の点に注意してください。

労働保険番号、法人番号（赤枠で囲った箇所）も必ず記載するようにしてください。

特別条項の臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合（赤枠で囲った箇所）については、一時的又は突発的なものに限りです。

- 例えば、
- ・業務の都合上必要な場合
 - ・業務上やむを得ない場合
 - ・業務繁忙なとき
 - ・使用者が必要と認めるとき

受理することができません。

など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものや、年間を通じて適用されることが明らかな事由を定めている場合には**受理することができません。**

届出書（労働時間等設定改善委員会）

労働保険番号: [Red Box]

法人番号: [Red Box]

時間外労働・休日労働に関する協定届（特別条項）

特別条項の適用範囲: [Red Box]